



三島市
Mishima City

景観重点整備地区

「蓮沼川(宮さんの川)地区」 景観ガイドライン



～水と緑を守り活かした、
穏やかで快適な暮らしが見える街並み景観づくり～

三島市

はじめに



「蓮沼川（宮さんの川）地区」は、楽寿園の緑を背景に、水の流れや潤いある居住環境、落ち着いた佇まいの景観が広がり、「水の都・三島」を象徴する憩いの場所です。また楽寿園と大通りを結ぶ地区であり、源兵衛川にも隣接していることから、多くの市民や観光客が訪れています。

このため三島市では、平成25年6月13日に三島市景観条例に基づき「蓮沼川(宮さんの川)地区」を景観重点整備地区に指定するとともに、景観整備方針と地区景観形成基準を策定しました。このことにより、行政と地区住民が一体となって景観形成に努めていくことが可能になります。

景観重点整備地区の指定に伴い、この地区の水や緑の自然景観の保全や建築物等の統一的な景観形成を推進するため、当地区での建築行為等は、条例に基づく届出が必要となります。

このパンフレットは、当地区の景観形成基準等の内容を紹介し、これからのまちづくりの方向を示すガイドラインとして作成しました。

今後は、水と緑を守り活かした、穏やかで快適な暮らしが見える街並み景観づくりを地区の皆様とともに推進してまいります。

景観重点整備地区とは

三島市は、平成12年に本市の豊かな自然や歴史的・文化的景観に調和した、個性的で優れた景観をつくり、守り、育てるため、「三島市都市景観条例(平成21年4月に三島市景観条例に改正)」を制定しました。これにより、市と市民の責務等が明らかになるとともに、「景観重点整備地区の指定」、「眺望地点の指定」、「重要建築物の指定」などによる景観形成を行っています。

「景観重点整備地区」は、条例に基づき、三島らしさ等の観点から景観の形成を図る必要があると認められる地区を指定し、地区整備の推進や建築物の誘導等により、景観の整備・保全を図るものです。地区の指定後、「景観整備方針（基本目標、公共施設に係る方針）」及び「景観形成基準（建築物や広告物の意匠、木竹の形態等の基準）」に適合する経費については、別途要綱の定めにより補助金の交付を行います。



源兵衛川
「いすみ橋～広瀬橋」
地区



白滝公園
・桜川地区



大通り地区



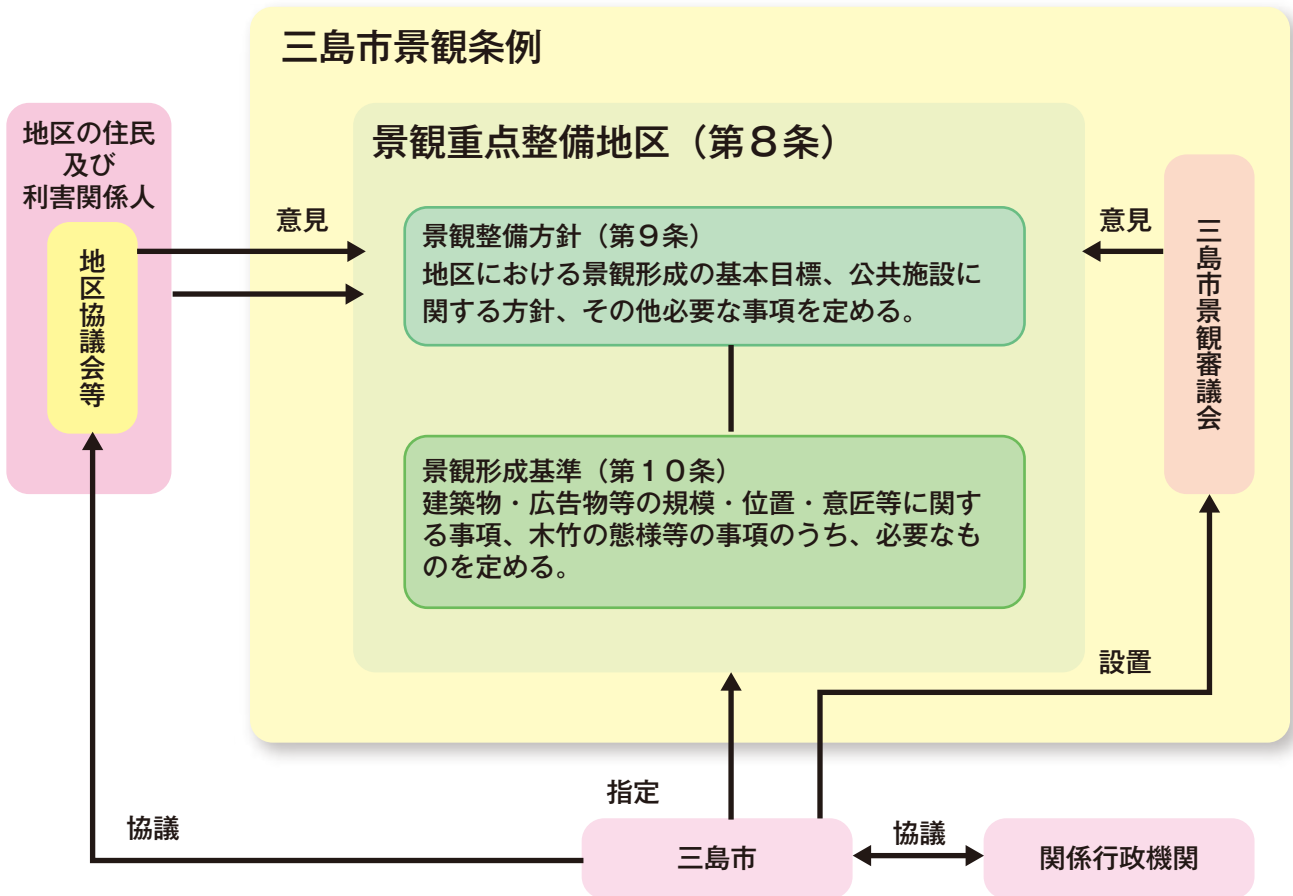
芝町通り地区

景観重点整備地区では

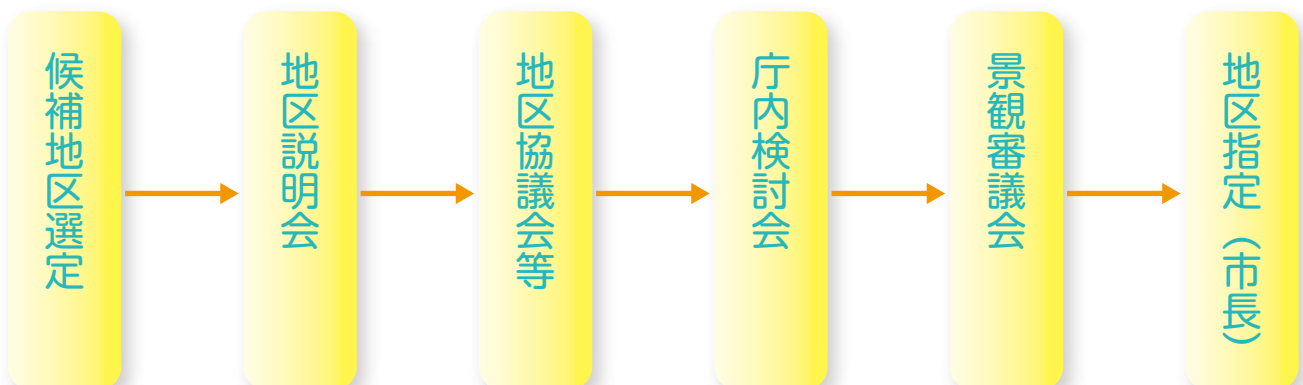


「景観重点整備地区」では、地区住民等の意見を聴きながら、「景観整備方針案」と「地区景観形成基準案」を作成し、景観審議会の意見を参考に市長が地区の指定と整備方針、地区基準を定めます。指定された地区内では、この方針や基準に基づいた景観づくりを行うこととなります。

景観整備方針・地区景観形成基準の策定



地区指定の流れ



『蓮沼川(宮さんの川)地区』

景観重点整備地区の指定・景観整備方針・地区景観形成基準の策定

1 景観重点整備地区の指定（条例第8条）

（1）地区指定の範囲

楽寿園の南側の市道泉町5号線から市道広小路町1号線までの蓮沼川（宮さんの川）と市道泉町7号線に接する民地と道路・河川等とする。



（2）地区を指定する理由

蓮沼川（宮さんの川）地区は、市民による花壇の設置、ホタルが生息する環境整備の拠点として「ほたるの里」がつけられるなど、水辺景観を守る意識が高い地区です。

また楽寿園の南出口に接していることから、多くの市民や観光客が訪れています。

この地区の楽寿園の緑を背景とした、水の流れや豊かな緑がある景観を保全・推進していくため、景観条例に基づく地区に指定します。

(3) 地区を指定するために重視した点

- 「水の都・三島」を象徴する小河川沿いに広がる、住宅を中心にした落ち着いたのある地区である。
- 市民が河川を愛着をもって利用しており、さらに親しみある景観整備が可能な地区である。
- これまで景観整備が実施されており、都市施設と融合した景観形成が可能な地区である。
- 三島駅・楽寿園と大通り地区を結ぶ地区であり、源兵衛川にも近接していることから人の往来が多く、市内外に向けて地域性を強くアピールできる地区である。
- 良好な景観の誘導を行うことで県東部の景観づくりをリードする可能性のある地区である。

2 景観整備方針（条例第9条）

(1) 景観の形成に関する基本目標

本市の景観形成の目標である「水と緑と人が輝く三島の景観づくり—優れた自然・歴史・文化を未来に活かす—」にふさわしい景観づくりを目指し、

水と緑を守り活かした、穏やかで快適な暮らしが見える街並み景観づくりを目標に掲げます。

三島市の宝である蓮沼川（宮さんの川）の水と緑の景観を保全するために、地域と行政が相互に協働の精神のもとに活動し、暮らしの場にふさわしい景観としていきます。

- 蓮沼川（宮さんの川）や楽寿園の緑を背景として、水と緑を大切にした景観をつくります。
- 季節の彩りや香りが感じられる、花を大切にした景観をつくります。
- 緑と調和した、明るく穏やかな街並みの景観をつくります。
- 蓮沼川（宮さんの川）の水辺を活かし、歩きたくなる道の景観をつくります。
- 景観づくりにおいては地域住民と行政が協働の精神のもとに進めます。

(2) 公共施設に係わる方針

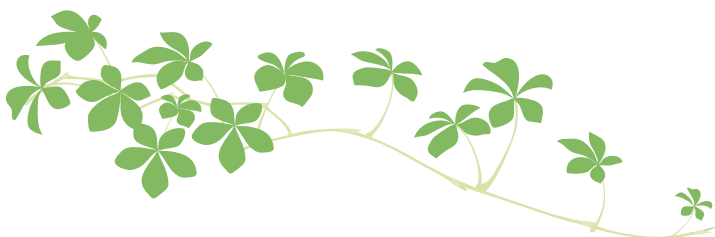
① 公共施設の範囲

蓮沼川（宮さんの川）のほか、道路や橋などの行政が管理する公共空間



② 公共施設の景観整備方針

- 清らかな水の流れと豊かな緑、季節の花などにより、親しみのある水辺空間を維持します。
- 市道泉町7号線は、水辺と一体となる景観の形成に努め、改修時は、現状と同様の整備を行います。
- 蓮沼川（宮さんの川）の水量は、年間を通して維持できるように努めます。
- 蓮沼川（宮さんの川）の環境を阻害するものを除去し、清掃などによって美しくきれいな環境を保ちます。



3 地区景観形成基準（条例第10条）

(1) 基準の及ぶ空間

基準の対象となる空間は、指定区域全域とするが、蓮沼川（宮さんの川）と市道泉町7号線から見ることのできる範囲を重視する。

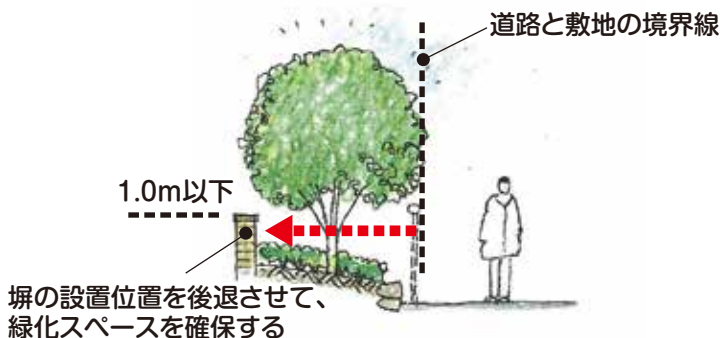
基準の対象空間

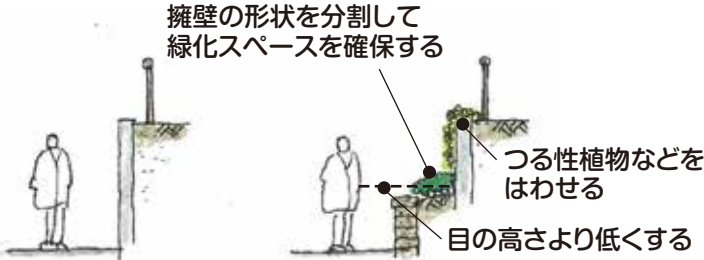
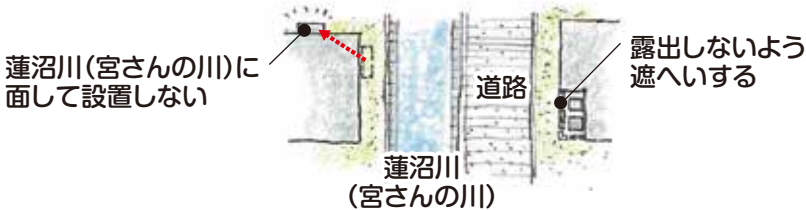
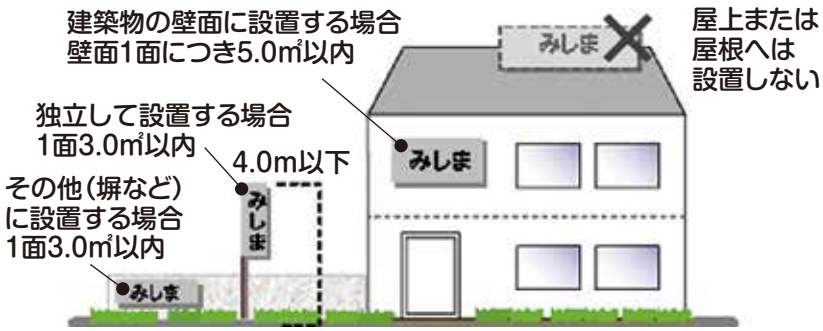


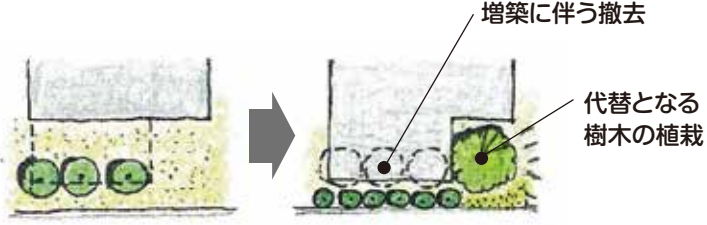
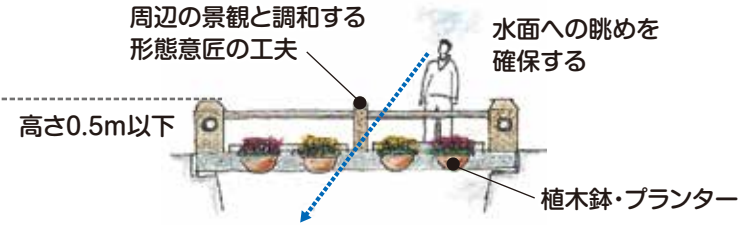
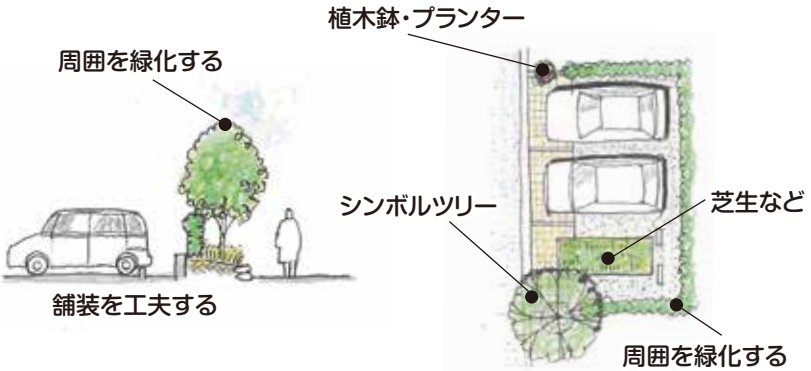
(2) 基準の内容

建築物等の景観に関する基準

項目	内容	
建築物等の規模、位置及び意匠に関する事項（条例第10条第2項）		
ア 建築物	高さ・階数	●新築または増築などをする場合は、概ね3階以下とする。
	外壁の後退	●新築または増築などをする場合は、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面は、蓮沼川（宮さんの川）または市道泉町7号線との境界から1.0m以上離し、緑化が可能な空間を確保できるようにする。
	形態意匠 (壁面デザイン)	●蓮沼川（宮さんの川）や市道泉町7号線に対して良好な表情を与えるよう壁面の形態意匠を工夫し、殺風景とならないよう努める。

項目	内容																								
建築物等の規模、位置及び意匠に関する事項（条例第 10 条第 2 項）（つづき）																									
ア 建築物 (つづき)	<p>●外壁や屋根の色彩は、楽寿園の緑、蓮沼川（宮さんの川）や周辺の緑と調和するもの、あるいは緑を引き立てるものとし、高彩度のものを使用しない。</p> <p>●日本工業規格 Z8721（色の表示方法－三属性による表示（マンセル値））において、以下のとおりとする。</p> <p>外壁の色彩</p> <table border="1" data-bbox="560 528 1310 763"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0R を超え 5R までの間</td> <td rowspan="4">4 以上</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>5R を超え YR を経て 5Y までの間</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>5Y を超え 10Y までの間</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>屋根の色彩</p> <table border="1" data-bbox="560 819 1310 1055"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0R を超え 5R までの間</td> <td rowspan="4">2 以上</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>5R を超え YR を経て 5Y までの間</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>5Y を超え 10Y までの間</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>●外壁の各面の見付面積の 5 分の 1 未満の範囲の部分の色彩については、この限りでない。</p> <p>●着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩については、この限りでない。</p>	色相	明度	彩度	0R を超え 5R までの間	4 以上	4 以下	5R を超え YR を経て 5Y までの間	6 以下	5Y を超え 10Y までの間	4 以下	その他	3 以下	色相	明度	彩度	0R を超え 5R までの間	2 以上	4 以下	5R を超え YR を経て 5Y までの間	6 以下	5Y を超え 10Y までの間	4 以下	その他	3 以下
色相	明度	彩度																							
0R を超え 5R までの間	4 以上	4 以下																							
5R を超え YR を経て 5Y までの間		6 以下																							
5Y を超え 10Y までの間		4 以下																							
その他		3 以下																							
色相	明度	彩度																							
0R を超え 5R までの間	2 以上	4 以下																							
5R を超え YR を経て 5Y までの間		6 以下																							
5Y を超え 10Y までの間		4 以下																							
その他		3 以下																							
	<p>屋根</p> <p>●傾斜屋根とするなど、周辺の景観と調和した屋根の形状を工夫する。</p>																								
イ 門、 塀、 擁壁	<p>門（門柱）</p> <p>●高さや幅は最小限度とし、意匠は蓮沼川（宮さんの川）や楽寿園の景観と調和したものとする。</p> <p>塀等</p> <p>●蓮沼川（宮さんの川）や市道泉町 7 号線との境には、ブロック塀などの設置を避け、できる限り生垣とする。なお、塀・柵を設ける場合は、圧迫感を与えないよう設置位置の後退により前面を緑化し、高さは 1.0m 以下とする。また、周辺の景観と調和した色彩のものや質感のあるものとする。</p>  <p>道路と敷地の境界線</p> <p>1.0m以下</p> <p>塀の設置位置を後退させて、緑化スペースを確保する</p>																								

項目	内容
建築物等の規模、位置及び意匠に関する事項（条例第10条第2項）（つづき）	
イ 門、塀、擁壁（つづき）	<p data-bbox="347 472 432 506">擁壁</p> <ul data-bbox="536 282 1426 394" style="list-style-type: none"> ●蓮沼川（宮さんの川）や市道泉町7号線に面した部分に擁壁を設置する場合は、圧迫感を与えないよう、設置位置の後退による前面の緑化、形状の分割、表面処理などの工夫をする。 
ウ 屋外設備	<p data-bbox="280 913 496 987">空調・給湯などの 室外機等</p> <ul data-bbox="536 748 1426 860" style="list-style-type: none"> ●原則として、蓮沼川（宮さんの川）や市道泉町7号線に面した部分には設置しない。やむを得ず設置する場合は、露出した印象とならないよう周囲の景観、環境に配慮したものとする。 
広告物等の規模、位置、数量及び意匠に関する事項	
屋外広告物	<ul data-bbox="536 1256 1426 1608" style="list-style-type: none"> ●自己の敷地内に設置し、自己の用に供するものに限定する。 ●屋上または屋根へは設置しない。 ●建築物の壁面に設置する場合は、表示面積は壁面1面につき5.0㎡以内とする。 ●独立して設置する場合は、高さ4.0m以下とし、表示面積は1面3.0㎡以内とする。 ●その他の場合は、表示面積は1面3.0㎡以内とする。 ●色や素材は周辺の景観と調和したものとする。 ●反射素材、動光、点滅、ネオン照明としないものとする。 

項目	内容
木竹の態様	<ul style="list-style-type: none"> ●地区の景観を支えている樹木等の保全と適切な維持管理に努める。 ●樹木等を撤去する場合は、その代替となる樹木等を植栽する。 ●蓮沼川（宮さんの川）沿いや市道泉町7号線に面した部分には、花の咲く樹木や香りが良い樹木、または周辺の景観と調和した樹種を植栽するよう努める。 
溶岩を用いた護岸の規模及び位置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●溶岩の維持保全に配慮した新設・修繕とする。
景観の形成に影響を及ぼすおそれがある行為を行う場合の近隣住民に対する当該行為に係る計画の周知に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●説明会を開催するなど、できる限り当該行為の周知に努める。
前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	
橋	<ul style="list-style-type: none"> ●幅員は、水面が見えるよう最小限度とする。欄干の高さは、0.5m以下とし、植木鉢等による緑化や形態意匠の工夫等、周辺の景観との調和に配慮する。 
空地	<ul style="list-style-type: none"> ●市道泉町7号線から見える空地等は、できる限り花壇や植木鉢等による緑化に努める。 ●駐車場・駐輪場が直接市道泉町7号線に面する場合は、周囲の緑化や舗装の工夫など、周辺の景観との調和に配慮する。 

《参考》 色彩基準：マンセル値の概要

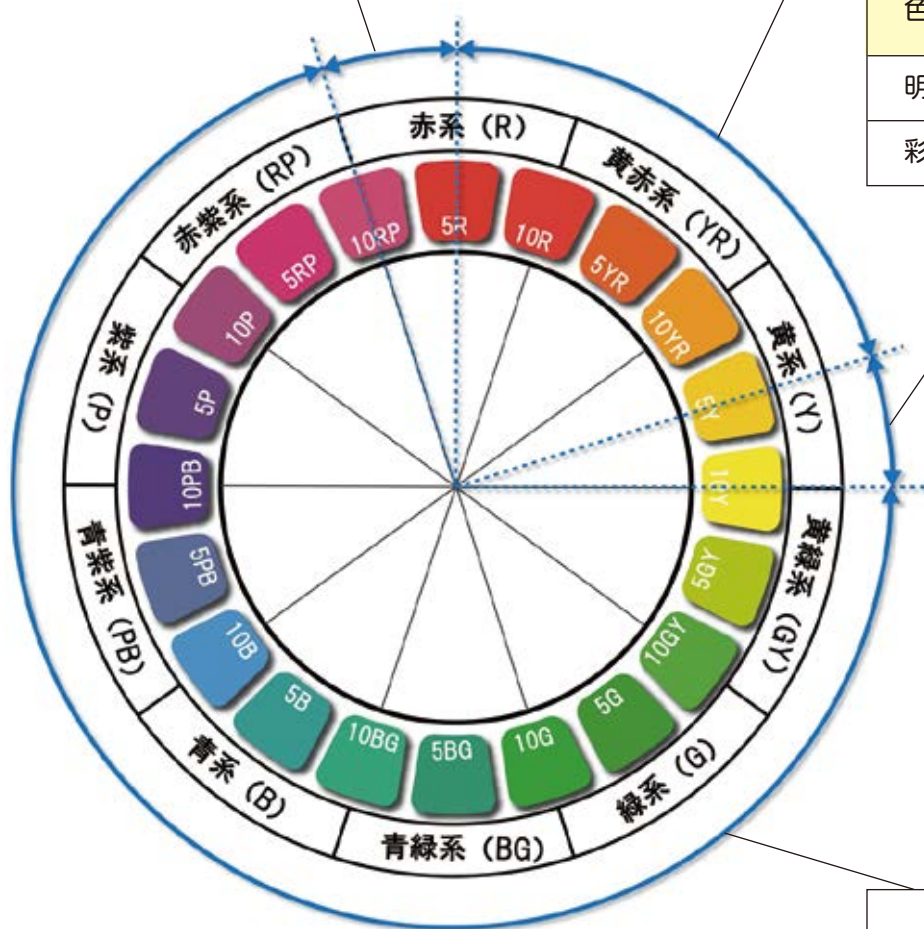
◆基準を示す色相区分

	外壁	屋根
色相	0R を超え 5R までの間 (0R を含まず 5R を含む)	
明度	4 以上	2 以上
彩度	4 以下	4 以下

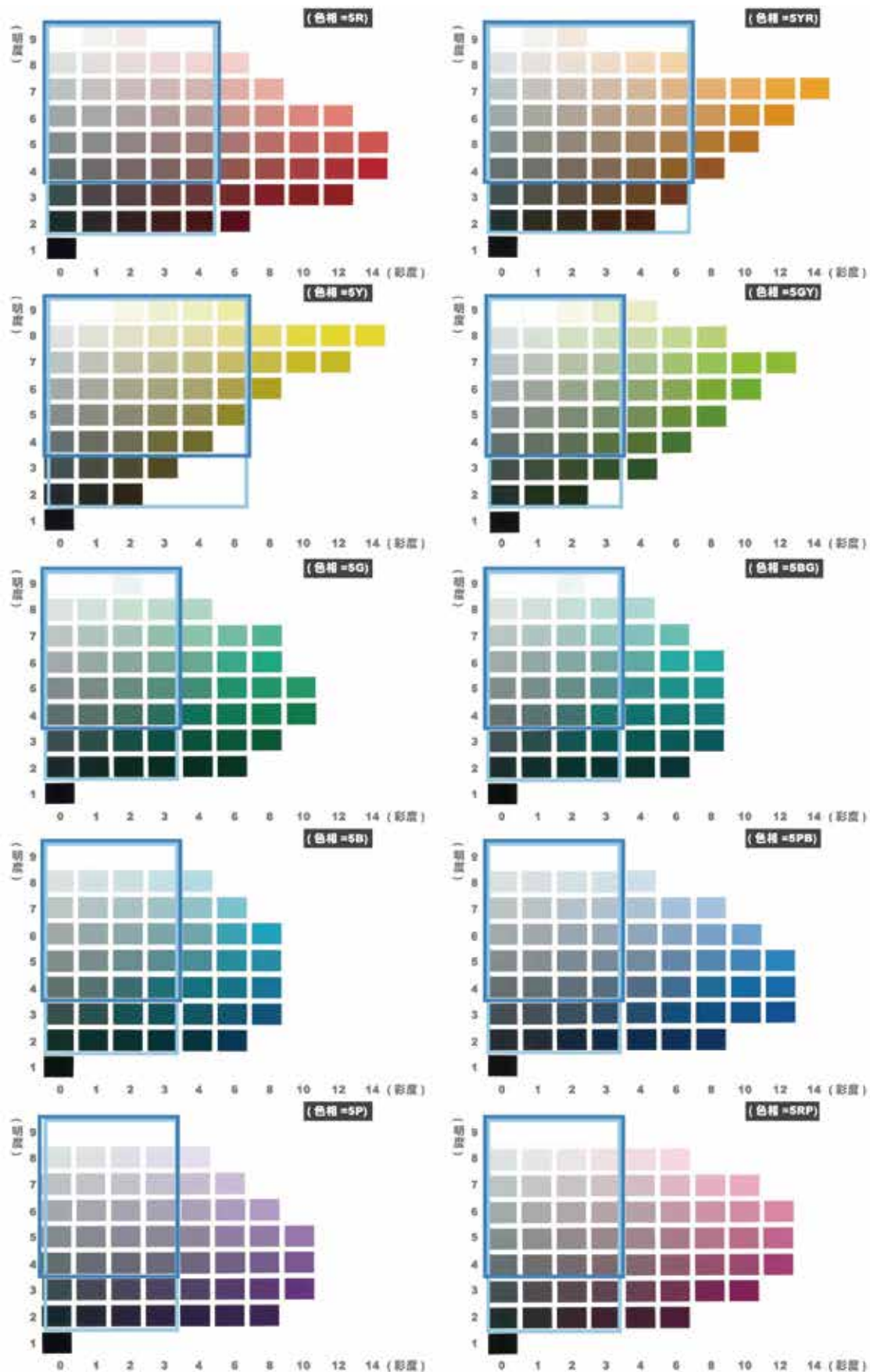
	外壁	屋根
色相	5R を超え YR を経て 5Y までの間 (5R を含まず 5Y を含む)	
明度	4 以上	2 以上
彩度	6 以下	6 以下

	外壁	屋根
色相	5Y を超え 10Y までの間 (5Y を含まず 10Y を含む)	
明度	4 以上	2 以上
彩度	4 以下	4 以下

	外壁	屋根
色相	その他 (10Y を含まず 0R を含む)	
明度	4 以上	2 以上
彩度	3 以下	3 以下



◆使用できる明度・彩度の範囲の例示



: 外壁の範囲
 : 屋根の範囲

《参考》 景観形成基準に沿ったイメージ



届出の流れ

指定区域内で、建築等を予定する時は事前に都市計画課にご相談ください。

なお、届出は、建築基準法の建築確認申請などの法的な手続きを行う前にお願いします。

届出が必要になる行為

- (1) 建築物等の新築、増築、改築又は大規模の修繕若しくは外観の変更
- (2) 広告物等の表示、設置、改造、移転又は表示内容若しくは外観の変更
- (3) 木竹の伐採又は植栽
- (4) 溶岩を用いた護岸の変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、景観の形成に影響を及ぼす恐れがあると市長が認める行為

事前協議

計画予定の段階で都市計画課へご相談ください。
届出の必要な行為に該当するかどうかなどについて協議します。

計画・設計

蓮沼川（宮さんの川）地区の景観形成基準を用いて
計画・設計を行ってください。

地区内建築行為 届出書提出

●景観重点整備地区内建築行為等届出書
(当該行為に着手する 30 日前までにお願いします。)
・付近見取図・配置図・完成景観予想図などを都市
計画課へ提出してください。

景観形成基準

助言・指導

基準に基づき助言・指導を行います。
特に問題がなければ、そのまま所定の手続きを行っ
てください。

確認申請等

建築確認申請など公的な届出の必要のない場合は、
工事を行ってください。

景観重点整備地区内建築行為等届出書

年 月 日

三島市長 あて

行為着手の
30日前までに届出

所在地 (住所を記入)

申請者 名称 (建物の所有者名を記入)

代表者氏名 三島 太郎

印

三島市景観条例第 11 条第 1 項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

地区の名称	蓮沼川(宮さんの川)地区	
行為の場所	三島市泉町〇〇〇番(土地の地番を記入)	
行為の予定期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日	
設計者	住所	業者の所在地を記入
	氏名	業者名を記入
施工者	住所	業者の所在地を記入
	氏名	業者名を記入
行為の種類 (○で囲む)	建築物等	新築 増築・改築・大規模の修繕・外観の変更
	広告物等	表示・設置・改造・移転・表示内容の変更・外観の変更
	その他	木材の伐採又は植栽・溶岩を用いた護岸の変更 ・その他()
備考		

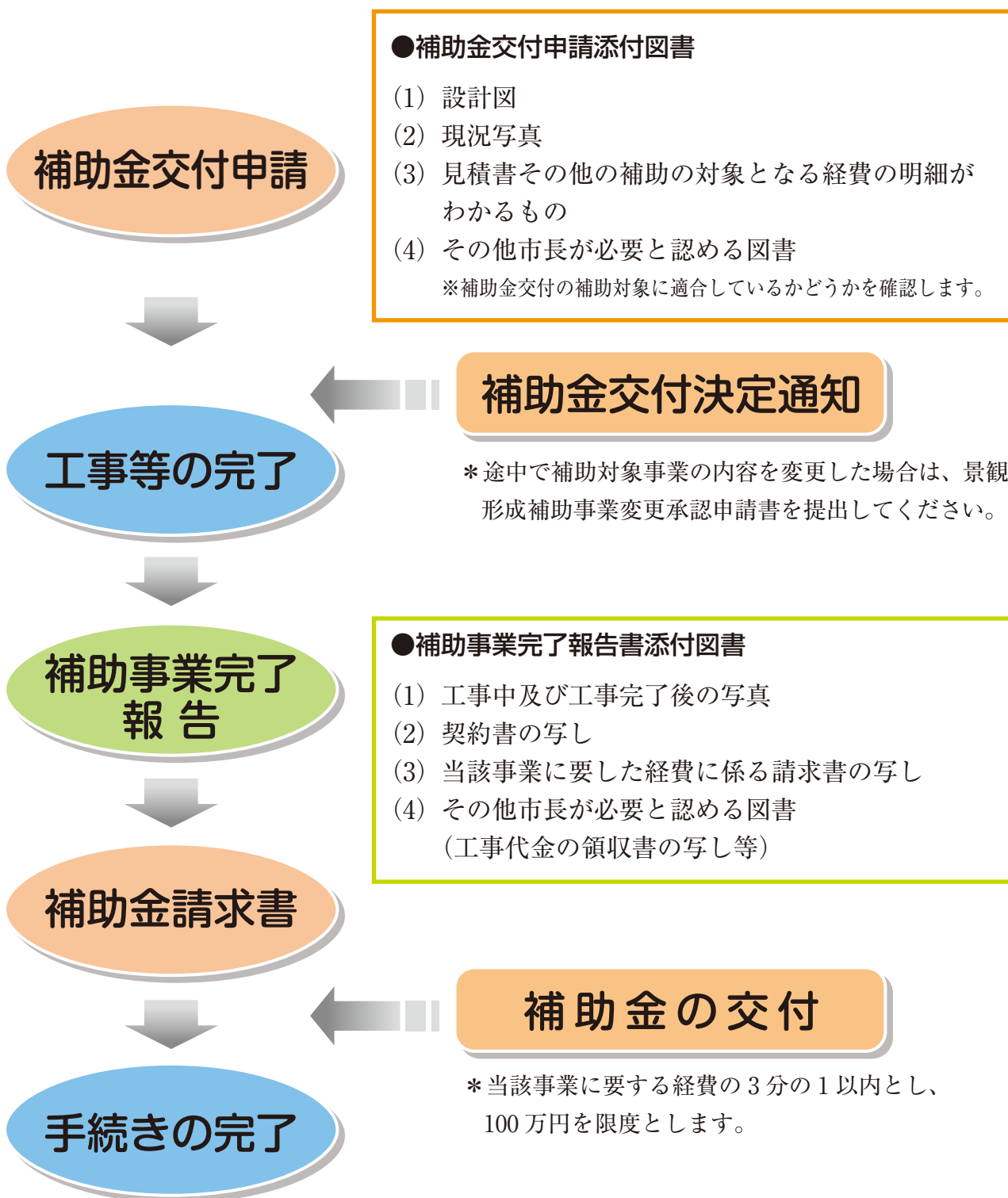
(注) 次に掲げる図書のうち市長が指示するものを添付すること。

- (1) 付近見取図……地図に行為の場所を記したもの
- (2) 配置図……平面図
- (3) 完成景観予想図……立面図に色彩を記したもの、パース図など
- (4) その他市長が必要と認める図書……色見本(サンプル)や現況の写真など

補助金交付の流れ

市長は、景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則及び三島市景観形成補助金交付要綱に定めています。

- 景観重点整備地区内建築行為等届出書を提出後、地区基準に適合している場合は、補助金申請の手続きを行うことができます。



蓮沼川（宮さんの川）地区の補助基準について

補助基準一覧表 （補助は経費の3分の1以内とし、100万円を限度とする。）

① 建築物等の規模、位置及び意匠に関する事項（条例第10条第2項）		
設置物	基準	補助金額等
ア 建築物	○高さ・階数： 新築または増築などをする場合は、概ね3階以下とする。	左記の基準に適合する行為を同時に行う場合に限り30年間で合計100万円までの補助を可能とする。ただし、1回3万円以上の経費を必要とするものに限る。
	○外壁の後退： 新築または増築などをする場合は、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面は、蓮沼川（宮さんの川）または市道泉町7号線との境界から1.0m以上離し、緑化が可能な空間を確保できるようにする。	
	○形態意匠（壁面デザイン）： 蓮沼川（宮さんの川）や市道泉町7号線に対して良好な表情を与えるよう壁面の形態意匠を工夫し、殺風景とならないよう努める。	
	○色彩： ・外壁や屋根の色彩は、楽寿園の緑、蓮沼川（宮さんの川）や周辺の緑と調和するもの、あるいは緑を引き立てるものとし、高彩度のものを使用しない。 ・日本工業規格Z8721【色の表示方法－三属性による表示（マンセル値）】において、以下のとおりとする。 外壁の色彩	
	○屋根： 傾斜屋根とするなど、周辺の景観と調和した屋根の形状を工夫する。	

色相	明度	彩度
0Rを超え5Rまでの間	4以上	4以下
5Rを超えYRを経て5Yまでの間		6以下
5Yを超え10Yまでの間		4以下
その他		3以下

屋根の色彩

色相	明度	彩度
0Rを超え5Rまでの間	2以上	4以下
5Rを超えYRを経て5Yまでの間		6以下
5Yを超え10Yまでの間		4以下
その他		3以下

- ・外壁の各面の見付面積の5分の1未満の範囲の部分の色彩については、この限りでない。
- ・着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩については、この限りでない。

① 建築物等の規模、位置及び意匠に関する事項（条例第 10 条第 2 項）（つづき）		
イ 門、塀、擁壁	○門（門柱）： 高さと幅は最小限度とし、意匠は蓮沼川（宮さんの川）や楽寿園の景観と調和したものとする。	生垣（植栽）の設置を伴うものであれば、30 年間で合計 100 万円までの補助を可能とする。ただし 1 回 3 万円以上の経費を必要とするものに限る。
	○塀等： 蓮沼川（宮さんの川）や市道泉町 7 号線との境には、ブロック塀などの設置を避け、できる限り生垣とする。なお、塀・柵を設ける場合は、圧迫感を与えないよう設置位置の後退により前面を緑化し、高さは 1.0m 以下とする。また、周辺の景観と調和した色彩のものや質感のあるものとする。	
	○擁壁： 蓮沼川（宮さんの川）や市道泉町 7 号線に面した部分に擁壁を設置する場合は、圧迫感を与えないよう、設置位置の後退による前面の緑化、形状の分割、表面処理などの工夫をする。	30 年間で合計 100 万円までの補助を可能とする。ただし 1 回 3 万円以上の経費を必要とするものに限る。
ウ 屋外設備（空調・給湯などの室外機等）	○原則として、蓮沼川（宮さんの川）や市道泉町 7 号線に面した部分には設置しない。やむを得ず設置する場合は、露出した印象とならないよう周囲の景観、環境に配慮したものとする。	設置する屋外機等の法定耐用年数による期間内で、合計 10 万円までの補助を可能とする。ただし 1 回 3 万円以上の経費を必要とするものに限る。
② 広告物等の規模、位置、数量及び意匠に関する事項（条例第 10 条第 2 項）		
<ul style="list-style-type: none"> ○自己の敷地内に設置し、自己の用に供するものに限定する。 ○屋上または屋根へは設置しない。 ○建築物の壁面に設置する場合は、表示面積は壁面 1 面につき 5.0 m²以内とする。 ○独立して設置する場合は、高さ 4.0m 以下とし、表示面積は 1 面 3.0 m²以内とする。 ○その他の場合は、表示面積は 1 面 3.0 m²以内とする。 ○色や素材は周辺の景観と調和したものとする。 ○反射素材、動光、点滅、ネオン照明としないものとする。 		<p>合計 10 万円までの補助を可能とする。ただし 1 回 3 万円以上の経費を必要とするものに限る。</p> <p>※屋外広告物条例の基準に適合した看板であること。</p>
③ 木竹の態様（条例第 10 条第 2 項）		
<ul style="list-style-type: none"> ○地区の景観を支えている樹木等の保全と適切な維持管理に努める。 ○樹木等を撤去する場合は、その代替となる樹木等を植栽する。 ○蓮沼川（宮さんの川）沿いや市道泉町 7 号線に面した部分には、花の咲く樹木や香りが良い樹木、または周辺の景観と調和した樹種を植栽するよう努める。 		30 年間で合計 100 万円までの補助を可能とする。ただし 1 回 3 万円以上の経費を必要とするものに限る。

④ 溶岩を用いた護岸の規模及び位置に関する事項（条例第 10 条第 2 項）	
○溶岩の維持保全に配慮した新設・修繕とする。	30 年間で合計 100 万円までの補助を可能とする。ただし 1 回 3 万円以上の経費を必要とするものに限る。
⑤ 景観の形成に影響を及ぼすおそれがある行為を行う場合の近隣住民に対する当該行為に係る計画の周知に関する事項（条例第 10 条第 2 項）	
○説明会を開催するなど、できる限り当該行為の周知に努める。	補助なし
⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項（条例第 10 条第 2 項）	
○橋： 幅員は、水面が見えるよう最小限度とする。欄干の高さは、0.5m 以下とし、植木鉢等による緑化や形態意匠の工夫等、周辺の景観との調和に配慮する。	30 年間で合計 100 万円までの補助を可能とする。ただし 1 回 3 万円以上の経費を必要とするものに限る。
○空地： ・市道泉町 7 号線から見える空地等は、できる限り花壇や植木鉢等による緑化に努める。 ・駐車場・駐輪場が直接市道泉町 7 号線に面する場合は、周囲の緑化や舗装の工夫など、周辺の景観との調和に配慮する。	補助なし

上記の補助を、別々に年度を超えて行った場合は、30年間で合計100万円までの補助を限度額とする。

なお、30年間の開始日は、最初に補助金を請求した日付からとする。補助の申請者は、建築行為等を行う土地又は家屋の所有者(共有名義人・法定相続人を含む)でなければならない。

補助の特記事項:地震・台風などの天災による被害で建物等の建て直し及び修繕を行った場合については、補助要綱を適用しないものとする。

備考

- 1 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 景観重要建築物等の保存事業及び指定地区内景観形成事業のいずれにも該当する事業に対する補助率は、当該事業に要する経費の3分の1以内とし、100万円を限度とする。
- 3 同一敷地内において複数の指定地区内景観形成事業を行う場合の補助率は、当該事業に要する経費の合計額の3分の1以内とし、100万円を限度とする。
- 4 市又は市以外の者から補助金の交付又は寄附を受けている景観重要建築物等の保存事業又は指定地区内景観形成事業については、補助の対象としない。



ご相談、お問い合わせは

三島市 都市計画課

〒411-8666 静岡県三島市北田町4-47

055-983-2631

<http://www.city.mishima.shizuoka.jp>

mail : toshikei@city.mishima.shizuoka.jp